

あるべき労働基準法上の「労働者」性に関する法整備を迅速に進めるよう求める総会決議

現在、厚生労働省は、「労働基準法における「労働者」に関する研究会」を設置し、労働基準法上の労働者性に関する検討を行っている。

同法は強行法規である以上、労働者性は、当事者の主観や契約形式によることなく、就労実態に即して客観的に判断されなければならない。このような観点から、「昭和 60 年労働基準法研究会報告」（昭和 60 年報告）には、多くの問題点がある。労働者の定義規定（第 9 条）を変更しないとしても、次のような観点から同法における労働者性の判断基準の見直しは不可欠である。

①源泉徴収や労働保険は、当事者が容易に操作しうる事情であるから、労働者性判断の否定的要素とすることは適当でない。②昭和 60 年報告における時間的場所的拘束性を指揮監督関係の基本的要素とする考え方は、かつての工場労働者を典型的な労働者像とするものであり、フレックスタイムや在宅勤務など多様な就労形態が広がっている現代では、これがないからといって労働者性判断の否定的要素とするべきではない。むしろ、IT 技術の進歩により、現代においては、必要なときに呼び出され労働力を提供するというオンデマンド型で働く労働者が増加しており、このような労働者を典型的な労働者として保護する必要がある。時間的場所的拘束性については、「業務の性質論」を持ち込むことも適当ではない。「業務の性質等によるものか」の意義は不明確であり、判断基準に混乱をもたらしている。③業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令のあり方についても、IT 技術の発展も踏まえ、端末による稼働情報の収集や、アプリケーションによる業務指示や進捗管理、収集した情報に基づく成績評価が実施されている場合には、業務の内容等に対する指揮命令があるとし、労働者性を肯定すべきである。④諾否の自由については、従来の日雇い労働やオンデマンド就労のように、個々の仕事について諾否の自由があると見える事例もあり、労働者性判断の要素として機能しない場合があり、労働者性の判断要素として強調すべきではない。⑤労働者性判断にあたっては、経済的な依存や交渉力の差等といった経済的従属性を判断要素として明記すべきである。

このように、当弁護団は、労働者性の判断基準を見直す必要があると考える。しかしながら、判断基準を見直したとしても、労働法の適用に実効性がなければ、それも画餅に帰す。現状、偽装フリーランス（誤分類）の事案が多く発生しており、偽装フリーランスとして扱われている労働者は、司法判断が確定するまでの間、労働関係諸法規の保護を受けられない事態となってしまう。このような事態を有効に是正し、労働者保護の実効性を高めるためには、近時の国際動向もふまえ、日本でも推定規定の新設が不可欠である。

日本労働弁護団は、研究会に対し、以上の各点及び 2025 年 9 月 8 日付「労働基準法上の「労働者」に関する意見書」を踏まえ、あるべき労働者性に関する法整備について迅速に検討を進めるよう求めることをここに決議する。

2025 年 11 月 8 日

日本労働弁護団第 69 回全国総会